

静岡県告示第202号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、次のように豚熱の予防注射を実施するので、同法第6条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施する区域

静岡県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養されている豚及びいのしし

4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射